

大株主の状況

<2018年3月31日現在>

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合	
			千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	50,167		15.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,775		3.40
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,878		2.80
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	8,867		2.80
住友林業株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	5,911		1.86
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	5,415		1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,793		1.51
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,487		1.41
伊予銀行従業員持株会	愛媛県松山市南堀端町1番地	4,311		1.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,988		1.26
計	—	107,597		34.01

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は50,167千株であります。なお、その内訳は、信託口44,518千株、退職給付信託口5,649千株であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は10,775千株であります。なお、その内訳は、信託口10,075千株、退職給付信託口700千株であります。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は4,487千株であります。なお、その内訳は、信託口4,036千株、年金信託口240千株及び年金特金口210千株であります。
4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

株式の所有者別状況

<2018年3月31日現在>

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数	人 2	72	28	1,164	241	12	16,034	17,553	—
所有株式数	単元 8,019	1,287,640	48,888	940,264	360,555	308	588,811	3,234,485	株 326,866
割合	% 0.25	39.81	1.51	29.07	11.15	0.01	18.20	100.00	—

(注) 自己株式7,422,736株は「個人その他」に74,227単元、「単元未満株式の状況」に36株含まれております。

配当政策

当行は、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。また、当行は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

2017年度の配当につきましては、1株当たり14円(うち中間配当金7円)の配当を実施することに決定いたしました。これにより当期の配当性向は19.54%となります。

内部留保資金の用途につきましては、営業力の強化や経営の効率化に資する有効な投資を行いますとともに、お客さまのニーズに応える金融情報サービス体制の充実にも有効活用してまいりますと存じます。

当行は、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制

限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2017年11月10日 取締役会	2,214	7.00
2018年5月11日 取締役会	2,214	7.00